

HP

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

対象 令和2年4月1日～9月30日までの間に事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない中小企業の労働者

支援金額 （休業前の1日当たり平均賃金×80%）×休業実績（日額上限11,000円）

申請方法 郵送またはオンライン申請（事業主経由での申請も可）

申請期限 4月～6月分の休業は、9月30日(木)必着（7月以降は休業期間ごとに期限あり）
詳しくはコールセンター（☎0120-221-276）または厚生労働省のHPでご確認ください。

HP

ひとり親世帯臨時特別給付金

お問合せ 子育て支援課専用ダイヤル
☎21-3353

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方へ給付金を支給します。詳しくは上記専用ダイヤルへお問合せください。

区分・給付額	給付要件	申請	支給方法等
基本給付 (1世帯5万円、 第2子以降児童 1人につき3万円)	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方	不要	児童扶養手当の支給口座に振込 (8月11日(火))
	②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方	必要 ※ 申請手続きをされていない方は、専用ダイヤルへご連絡ください。	申請受付後、8月20日(木)以降、順次指定の口座に振込
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方		
追加給付 (1世帯5万円)	基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方	必要 ※ 該当する方には、8月上旬に申請書を送付します。	申請受付後、9月中旬以降、順次指定の口座に振込

申請等期限 令和3年2月26日(金)必着

HP

「子ども」および「ひとり親家庭等」医療費助成制度の改正

市では、令和2年8月診療分から、「3歳未満の子ども」、「市民税非課税世帯の子ども」、「すべての受給資格者に係る入院および指定訪問看護」の医療費について、保険診療の自己負担を無料とします。

◇子ども医療費助成制度

受給者の区分	市民税の課税状況等	受給者自己負担※	
		現行	改正後
3歳未満	非課税世帯・課税世帯	初診時一部負担金	無料
3歳～中学生	非課税世帯	初診時一部負担金	無料
	課税世帯	通院	1割負担
		入院	1割負担

※ 受給者自己負担

「初診時一部負担金」：初診料算定時に、医科は580円、歯科は510円、柔道・整復等はひとり親家庭等のみ270円を負担。

「1割負担」：かかった医療費の1割を負担。

◇ひとり親家庭等医療費助成制度

受給者の区分等	市民税の課税状況等	受給者自己負担※	
		現行	改正後
3歳未満	非課税世帯・課税世帯	初診時一部負担金	無料
3歳～20歳未満	非課税世帯	初診時一部負担金	無料
	課税世帯	通院	1割負担
		入院	1割負担
親 (入院および指定訪問看護のみ助成対象)	非課税世帯	初診時一部負担金	無料
	課税世帯	1割負担	無料



お問合せ 子育て支援課 ☎21-3181